



# TOHOKU

# 4

No.252



特集  
地域を支える  
赤十字奉仕団

# 特集 地域を支える赤十字奉仕団

東北町赤十字奉仕団の活動の一環である「愛のふれあい弁当」。  
このお弁当には、作り手の真心だけでなく、地域を見守る「目」が詰まっています。  
民生委員との連携によって、本当に支援を必要とする方へ、安否確認を兼ねて届けられる安心のバトン。

「お変わりない？元気にしてた？」  
「元気にしてたよ。お弁当楽しみに待ってた。」  
「頑張ってたよ。食べてね。」  
「ありがとうございます。いただきます。」

赤い十字のワッペンを胸に、一軒一軒玄関先で交わされる短い会話が、一人暮らしの高齢者の皆さんの心を温かくつないでいます。

「ご存じですか？」

東北町赤十字奉仕団のこと

東北町赤十字奉仕団は、「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という想いを持った方々によるボランティア団体です。

日本赤十字社の「人道（人を救う）」の精神のもと、高齢者支援活動や災害救護・防災活動、赤十字のPRなどの活動をしています。

その活動の一つが「愛のふれあい弁当」です。この活動の始まりは、今から約35年前、当時（旧東北地区）の東北町赤十字奉仕団委員長や民生委員の方々が、「地域の一人暮らしの高齢者のために、手作りのお弁当を届けるなど、何か自分たちができることはないか」と立ち上がったのがきっかけでした。

その熱い想いを受けた社会福祉協議会が、皆さまでから寄せられる「赤い羽根共同募金」の助成金を活用することで、この支援活動が形となりました。

「誰かの力になりたい」という真心は、今も変わらずお弁当箱に詰められ、一人暮らしの高齢者の皆さんの元へ届けられています。





## 地域でつなぐ「安心」のバトン 愛のふれあい弁当

東北町赤十字奉仕団の皆さんが真心を込めて手作りする「愛のふれあい弁当」。この活動は、食の提供だけではなく、民生委員との固い絆によって支えられています。

お届けの対象は、原則として75歳以上の一人暮らし世帯などで、日頃から地域を見守る民生委員が**継続的な支援や安否確認が必要と判断した独居高齢者**の方々です。

まずは「今、最も支えを必要としている手」へ確実に届くよう、地域で支え合う仕組みです。今年2月27日、前日から仕込みや調理を行い、170個のお弁当を配布しました。お弁当を手渡すときの一声が、日々の安心につながり、孤立防止にも大きな役割を果たしています。

東北町の温かいつながりが、今日も地域の安心を支えています。



## 東北町の明日を支える、多彩な活動の輪

東北町赤十字奉仕団の活動は、「愛のふれあい弁当」のほかにも、さまざまな活動に取り組んでいます。

災害時に温かい食事を届けるための炊き出し訓練、尊い命を救うための献血推進、そして地域行事のサポートまで。その根底にあるのは、「東北町を、もっと暮らしやすいまちにしたい」という想いです。

一人一人の小さな力が集まり、大きな支えとなっています。年間を通して行われる、東北町赤十字奉仕団のさまざまな活動をご紹介します。

### 東北町赤十字奉仕団のおもな活動内容

#### マフ作り



認知症の方の心の安定や脳の活性化につなげるため、筒状の編み物「マフ」を制作しています。リボンやボタンなどに触れて指先を動かすことで、不安軽減や安心感を得られるよう工夫されています。

#### 炊き出し訓練



災害時に温かい食事を迅速に提供できるよう、炊き出しの手順や役割分担を確認する訓練を行っています。地域の安心を支える備えとして大切な活動です。

#### 赤十字PR活動



災害時の助け合いを目指し、赤十字の理念や活動の大切さを伝え、町のイベントでの広報・活動紹介や、青少年赤十字加盟保育園（町内4保育園）と連携した募金活動を通じ、赤十字活動への理解と協力を広げています。

#### 愛のふれあい弁当



一人暮らしの高齢者などを対象に、手作りのお弁当をお届けする活動です。食事の提供とともに声かけを行い、安否確認や見守りにもつながる地域の支え合いの取り組みとなっています。

あなたの「できること」が、誰かの支えになります

## 一緒に町を支える仲間になりませんか？

現在、東北町赤十字奉仕団は32人で活動しています。

防災に関する研修や親睦を深める研修など、学びと交流の機会が充実しています。また、介護予防などのボランティア活動も、ご自身やご家族、そして地域の皆さんの健康づくりにもつながります。年齢や経験は問いません。「少し気になる」「何か始めてみたい」——そんな思いがありましたら、ぜひ東北町社会福祉協議会までお気軽にご連絡ください。



社会福祉法人 東北町社会福祉協議会  
〒039-2661 東北町字上笹橋45番地10  
(東北町老人福祉センター内)  
乙供駅から徒歩1分 TEL 0175-63-2717  
受付時間：8：15～17：00（土・日・祝除く）



## 赤い十字ワッペンは この町を見守る「絆」の印です

インタビュー -interview-



東北町赤十字奉仕団  
原子スワ子委員長

### 得意を生かして、東北町をもっと元気に！

私たちの活動は、単なるボランティアの枠を超え、それぞれの「得意分野」が響き合う場所になっています。例えば、元看護師の団員が持ち寄ったイギリス発祥の認知症ケア用手芸品「マフ」。これを作るには医療の知識だけでなく、手芸の技術も必要です。それぞれが持つ「現役時代の知恵」が、今、地域福祉の現場で輝いています。

そんな団員が集まったきっかけは、友人や退職した仲間からの「一緒にやらない？」という温かな誘いです。最近では、袋一つで調理する「防災食」

の改良にも挑戦中。

一方でお弁当のメニューがマンネリ化しているのが今の悩みなんです。だからこそ、メニューや栄養面を考えてくれる栄養士さんや、お料理好きの方のアイデアを求めています！

年齢関係なく、料理や手芸などあなたの“得意”を生かして私たちと一緒に、東北町をもっと彩り豊かにしませんか？

あなたの参加を、団員一同心から待っています。

# 第19回 東北町郷土芸能発表会

2月22日 コミュニティセンター未来館

東北町郷土芸能保存会（町屋俊一会長）が主催する第19回東北町郷土芸能発表会では、7団体が伝統的な面や衣装を身にまとい、郷土に継承されてきた舞や神楽を披露しました。



# 第14回 東北町文化協会芸能発表会

3月8日 東北町民文化センター

東北町文化協会（新山均会長）が主催する第14回東北町文化協会芸能発表会が開催され、14団体が出演しました。息の合った華麗な舞や美しいハーモニーが披露され、会場は大いに盛り上がりました。司会は、おなじみの存在として親しまれている瀬川さとしさんが務め、会場を和やかな雰囲気でも包みました。



出演団体

箏に親しむ会／彩湖舞姫会／親子日舞サークル／舞愛好会／アロハクラブ／新舞踊サークル／リフレッシュヨガ／東翔太鼓／大正琴みちのく同好会／古典舞踊サークル／舞扇幸希毬会／東北町小唄の会／若柳扇富士会／オットモブラスアンサンブル

### 3/4 株式会社ニード様から災害時用簡易トイレの企業版ふるさと納税

町はこのほど、株式会社ニード様（東京都・上保博輝代表取締役）から企業版ふるさと納税を通じ、災害時用簡易トイレを寄贈していただいたことに対し、感謝状を贈呈しました。

災害時用簡易トイレは、ビニール袋と凝固剤の1万2千回分のセットで、今後水道が止まった避難所などで使用します。



### 3/5 ゼロカーボンシティ宣言を表明

町は、地球温暖化対策を町全体でより一層推進するため、町内の温室効果ガスの排出実質ゼロを2050年までに目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

削減目標の達成に向けて、町民や事業者、関係機関が連携し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入促進など、地球温暖化対策で持続可能なまちづくりを目指します。

宣言書は本庁舎入口の総合案内前に掲示しています。



### 3/16 「家族の絆で農業を」3組が経営協定

東北町農業委員会（乙部繁作会長）は、新たに3組の家族が家族経営協定書に調印したことに伴い、家族経営協定締結式を行いました。

町内で家族経営協定を締結したのは131・132・133組目。協定書には町内で農業を営む澤田一成さん、新堂卓美さん、鶴ヶ崎嘉樹さんの3家族10人が協定書を交わし、今後の抱負を述べました。



## 2/10・24 からだスッキリ！ストレッチ



ほっこりカフェ（認知症カフェ）で作業療法士の山田隆徳氏を講師として招き、脳トレやリズムに合わせたストレッチを行い、楽しく体を動かしました。

## 2/21 実年式で再会を喜ぶ



令和7年度に60歳を迎える方を対象とした実年式（和田貢積実行委員長）が開かれ、57人が久しぶりの再会を祝いました。

## 2/14 白熱！こども会雪合戦大会



東北町子ども会育成連絡協議会では第2回雪合戦大会を開催しました。集まった40人の子どもたちは壁を活かした立ち回りや、チーム内での連携に盛り上がりました。

## 3/2 高校生による 小川原湖プロジェクト報告



三本木高等学校の生徒が、小川原湖プロジェクトの一環で小川原湖の水質調査と東北町の魅力PR活動の研究成果などを報告し、町長および小川原湖環境保全対策特別委員会の議員と意見交換を行いました。

### 土橋みつ江さん 祝100歳



大正15年3月10日生まれ。  
子ども4人、孫5人、ひ孫3人に恵まれました。100歳おめでとうございます。

### 第20回 町民総合体育大会 冬季大会



#### 総合成績

優勝 旭町 準優勝 栄町 3位 乙供

## 生活応援商品券をご利用ください

町民の家計負担の増加に対する一助、地域活性化のため、5月上旬から商品券をお送りします。

### 生活応援商品券（合計18,000円分）

- ・ 町内全取扱店共通券 1,000円券×10枚
- ・ 小規模店専用券 1,000円券×8枚

※令和8年2月1日現在、東北町の住民基本台帳に登録されている方が対象

商品券は、同封している取扱店一覧に掲載の店舗でお使いいただくことができますので、利用可能期間中（令和8年5月1日から令和8年12月31日まで）にご利用ください。

#### ■お問い合わせ

商品券の送付に関すること 町民課

商品券の利用に関すること 商工観光課 TEL 0176-56-3111



## 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

### ▶振込口座の変更届出

高額療養費などの給付申請時に届出した振込口座に変更があったときや解約をしたときは、町民課または東北支所に届出してください。届出がないと振込ができませんので、早めの届出をお願いします。

### ▶マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証利用登録をすることでマイナ保険証として資格確認が可能です。また、マイナポータルを利用した医療費控除の申告が可能です。

■お問い合わせ 町民課 TEL 0176-56-3111

## 令和8年4月から介護デイハウス「やすらぎ」休止

東北町老人福祉センターの隣にある介護デイハウス「やすらぎ」は、施設の老朽化により令和8年4月から休止することになりました。これまで介護デイハウス「やすらぎ」で行っていた高齢者の健康づくり事業については、別の施設で行うこととなります。

■お問い合わせ 高齢介護課 TEL 0176-56-3111



# 東北町文化賞、体育・スポーツ賞授与式

令和7年度東北町文化賞、体育・スポーツ賞授与式が2月15日、コミュニティセンター未来館で行われ、長久保町長から表彰と記念品が授与されました。

なお、各分野での個人31人、2団体の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

## 文化賞

### ▼文化奨励賞

荒木 美羽  
 (一般マーチングバンドターニャック)  
 荒木 昊志  
 (一般マーチングバンドターニャック)  
 下田 稜馬 (三沢商業高 珠算)  
 沢居 悠希 (三沢商業高 珠算)  
 馬場 淳  
 (社会福祉法人 楽晴会 パラアート みさわ)



## 体育・スポーツ賞

### ▼功労賞

佐々木 宏 (バレーボール協会)  
 蛇名 武文 (バレーボール協会)  
 蛇名 義孝 (陸上競技協会)

### ▼スポーツ賞

枋木 司 (陸上自衛隊 スキー)  
 天間 美嘉 (日体大 ソフトテニス)  
 新山 千春 (東海大 ソフトテニス)  
 千葉 遥菜 (東京経済大 ソフトテニス)  
 天間 麗奈 (東北高 ソフトテニス)  
 本間 大地 (秋田北鷹高 スキー)  
 荒谷 淳一 (青森県カーリング協会)

### ▼優秀選手賞(個人)

蛇沢 裕一 (陸上協会)  
 中村 龍弥 (ボウリング協会)  
 和田 祐輔 (ボウリング協会)  
 中野 晶 (グラウンドゴルフ協会)  
 野村 海月 (柔道協会)  
 新山 伸 (上北郡クレイ射撃協会)  
 和田 登悦 (上北郡クレイ射撃協会)  
 新山 さつ (青森県マスターズ陸上競技協会)  
 川口 幹男 (青森県マスターズ陸上競技協会)  
 白糠 鍊太郎 (岩手種市高 レスリング)

### ▼優秀選手賞(団体)

ソフトボール協会 女子  
 甲田 弘子・蛇名 香織  
 谷田亜也子・野田頭琴子  
 蛇名香菜子・鶴ヶ崎奈々子  
 久保田潤美・和田 紗優  
 福田美佐子・富岡真由子  
 蛇名りりか・向井 桜良  
 檜崎真友梨・高橋 実羽  
 蛇名 優絢・森川 未来  
 県民駅伝競走大会東北町チーム  
 土橋 洋昭・蓬畑 卓也  
 甲地 武仁・熊沢 徹  
 荒木 俊輔・荒木 成  
 沼辺 美桜・沼山 在音  
 鎌本耕史郎・沖澤 大剛  
 鳥谷部叶夢・鶴ヶ崎悠愛  
 川村 瑛月  
 高橋 陽彩 (野辺地西高 サッカー)  
 松山 結菜 (柴田学園 ソフトボール)  
 中野 鳳輔 (青森第二養護 陸上)  
 本間 幸一 (秋田北鷹高 スキー)  
 林 怜生 (青森高 ローイング)  
 荒町 京助 (石川高 ソフトテニス)



■お問い合わせ 社会教育スポーツ課 TEL 0176-56-5180

# 令和7年度東北町教育委員会表彰

町教育委員会では、文化・芸術とスポーツの各分野で優秀な成績を残した小学生78人、中学生57人、計135人に奨励賞が授与されました。受賞者は次のとおりです。(敬称略)

【5年】 尾形 笑琉  
尾形 綜士  
小笠原 温人  
蛭名 温人  
【3年】 蛭名 大翔

【4年】 上野 禮太郎  
上村 大空  
大坂 薔生  
角谷 賢聖  
竹内 士道  
野田 康介  
野村 正剛  
宮里 晴太  
市川 千  
織川 笑  
立崎 杏姫  
千葉 心暖  
新山 桂那  
和山 奈羽



【2年】 向井 翔琉  
乙部 光征

【6年】 岡山 友香  
鶴ヶ崎 初椛

【5年】 岡山 実玲

【4年】 新山 心翔

【2年】 甲地 小学校  
林 羅夢

【3年】 坂本 朔飛  
鶴ヶ崎 伶椰  
長峰 恭大  
村田 燈  
森川 千代ノ助  
新山 心絆  
新山 莉愛

【6年】 上野 慶太郎  
蛭名 悠陽  
久米 海斗  
坂本 麗心翔  
原田 来  
市川 莉子  
市川 鈴  
大坂 仁唯菜  
坂本 夏々  
坂本 瑠依  
佐々木 世愛  
鶴ヶ崎 珠来  
新館 るい  
林 羅夢

【3年】 工藤 綾叶  
久保田 春介  
古屋 敷碧仁  
戸賀 沢美優  
浜中 寿桃  
山口 湊愛  
小野 寺美織

【4年】 甲地 将人  
濱 中天之介  
乙部 紬姫  
高木 華希  
山口 梨愛  
山中 萌生

【5年】 乙部 大征  
佐藤 大地  
濱島 麗也  
山中 健佑  
岡山 美心  
松崎 紗恵

【6年】 熊沢 朝柊  
松本 和久  
釜石 萌衣  
駒井 風香  
下浅 心歩  
滝沢 ゆき  
中村 緋那  
浜形 明里  
山中 心結  
山本 夢  
蓬畑 つばさ  
蓬畑 結菜  
渡邊 妃葵

【1年】 甲地 京太郎  
久保田 京叶  
野田 頭宗佑

【2年】 蛭名 琉唯  
甲地 竜希  
工藤 蒼大  
小村 幸輝  
竹内 海斗  
野田 桜寿  
蛭名 凛桜  
織川 倅  
橘 望叶  
濱田 留菜  
藤田 禾蓮  
和田 紗羽

【3年】 蛭名 航之  
蛭名 隆仁  
奥崎 想生  
長久保 奏太  
新山 平  
野村 練一  
松田 来翔  
野村 芽生  
吉村 友伽  
和田 羽流

【1年】 蛭名 拓叶  
山田 隆仁  
種市 玲夢  
内藤 風爽  
和田 琉佳

【2年】 蛭名 琉唯  
甲地 竜希  
工藤 蒼大  
小村 幸輝  
竹内 海斗  
野田 桜寿  
蛭名 凛桜  
織川 倅  
橘 望叶  
濱田 留菜  
藤田 禾蓮  
和田 紗羽

【1年】 石田 詩流  
蛭名 愛心  
蛭名 麻耶  
岡山 実桜  
岡山 彩音  
沼山 瑠那  
沼山 綺月  
小林 優霸  
中村 飛哉  
萌出 悠真  
川村 幸央  
櫻井 紅亜  
差ヶ久保 羽美



【2年】 沼山 綺月  
岡山 瑠那  
岡山 彩音  
蛭名 実桜  
蛭名 麻耶  
石田 愛心  
蛭名 麻耶  
石田 愛心  
山田 詩流

【3年】 野田 頭真和  
湯澤 美月  
洞内 希葵  
永峯 沙弥  
甲地 悟武  
甲田 晴大  
嶋脇 悠真  
中村 旺成  
鈴木 皓翔  
向井 隼太  
岩清水 惺那  
高木 優風  
蓬畑 つむぎ

■お問い合わせ 学務課 TEL 0176-56-3111

# 支援事業紹介



## 移住支援事業（町単独事業）

県外から転入し、東北町に定住する意思がある方へ支援を行います。

### ◆対象になる方（全て該当すること）

- ・住民票を移す直前に、1年以上青森県外に住所があり、東北町に転入後3カ月以上1年未満である方
- ・転入届提出時、満18歳以上満55歳以下の方
- ・5年以上継続して東北町に居住する意思がある方

### ◆交付金額 1人あたり10万円

※18歳未満の世帯員を帯同して転入した場合、18歳未満の世帯員一人につき10万円を加算支給



▲詳しくはこちら

## 移住支援事業（県補助事業）

東京圏から転入し、東北町に5年以上継続して居住する意思がある方へ支援を行います。

### ◆対象になる方 次の「(1)移住などに関する要件」に全て該当し、「(2)就業などに関する要件」のいずれかに該当する方

#### (1)移住などに関する要件

①移住前の10年間のうち「通算5年以上」かつ「直近1年以上連続」で以下のいずれかに該当すること

- ・東京23区に在住していた方
  - ・東京圏※に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ※東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（一部地域を除く）

②申請時、東北町に転入後1年以内であり、申請後5年以上継続して東北町に居住する意思がある方

#### (2)就業などに関する要件

- ・青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方
- ・プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
- ・自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方
- ・農林水産業に就業、農林水産業関連事業者への就業、家業等に就業（継承等のため）する方
- ・青森県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方

### ◆交付金額

単身での移住の場合 60万円／世帯での移住の場合 100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して転入した場合、18歳未満の世帯員一人につき100万円を加算支給



▲詳しくはこちら

## 移住起業等支援事業

### ◆対象になる方（全て該当すること）

- ・住民票を移す直前に1年以上県外に住所があり、東北町に転入後3カ月以上1年未満である方
- ・5年以上継続して東北町に居住する意思がある方
- ・令和4年4月1日以降、個人事業の開業届出または会社の設立を行い、その代表者になる方（事業承継の場合は、事業承継による個人事業主もしくは会社の代表者になる方）で、法人の登記または個人事業の開業の届出を町内で行う方

### ◆補助対象経費 事業所等改装費・備品購入費・広告費・委託費

### ◆補助額 上限額30万円



▲詳しくはこちら

## 空き家バンク活用事業

### ◆対象になる方（全て該当すること）

- ・自ら移住することを目的に「空き家バンク」登録物件を購入し、半年以内に居住する方
- ・当該物件に5年以上居住する意思がある方

### ◆補助額 対象経費(物件購入費)の1/2以内 ※上限額20万円(転入者は30万円)



▲詳しくはこちら



# 移住・定住

## 移住・定住促進新築住宅取得支援事業

東北町への移住・定住の促進を図るため、新築住宅などを取得し居住する方へ補助を行います。

### ◆補助金額

補助対象	補助率	補助基本額(上限額)	加算額	
新築住宅の建築費・建売住宅の購入費 ※購入は、建築後、未利用の住宅	補助対象経費の1/10以内	30万円	(1)若年者世帯加算	20万円
			(2)転入者世帯加算	100万円
			(3)転入者子育て世帯加算 ※18歳未満の子ども1人につき	10万円

### ◆加算対象要件

(1) 若年者世帯加算	申請者本人が40歳未満の世帯（婚姻世帯は、申請者本人または配偶者が40歳未満の世帯）
(2) 転入者世帯加算	世帯員全員が町外から転入し、かつ申請者本人が40歳未満の世帯（婚姻世帯は、申請者本人または配偶者が40歳未満の世帯）
(3) 転入者子育て世帯加算	18歳未満の子どもがいる世帯



▲詳しくはこちら

## 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業

### ◆対象要件

18歳未満の子どもと共に県外から東北町に転入し、県内の医療職・福祉職として就職する方または就職するために資格取得を目的として県内の養成機関に就学する方

### ◆支援金額

- 基本額 100万円
- 子育て加算 100万円  
(18歳未満の子ども1人あたり)
- ひとり親世帯加算 100万円



▲詳しくはこちら

## 地方就職学生支援事業

### ◆対象要件

東京都内に本部がある大学を卒業した学生で、県内の企業に就職し、東北町に移住する意思がある方

### ◆支援金額

- ※県内への就職活動に要した交通費および就職に係る移転費用
- 交通費用の1/2 (上限額 1万8千円)
- 引越費用 (上限額 10万8千円)



▲詳しくはこちら

## 新婚新生活支援事業

東北町に居住する新婚世帯の新生活支援として引越し費用や住宅賃貸費用などに対して補助を行います。

### ◆対象要件 (全て該当すること)

- ・令和8年1月1日以降に婚姻し、夫婦ともに東北町に住所がある世帯
- ・婚姻日時時点で夫婦ともに年齢が39歳以下である世帯 (所得制限あり)

### ◆補助対象および補助金額 (上限額)

補助金額 (上限額)	対象費用
夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円	引越し費用・住宅賃貸借費用(敷金・礼金・家賃等)・住宅リフォーム費用・住宅取得費用(建物の建築・購入)
夫婦ともに39歳以下の世帯 30万円	

※以前から実施している「東北町新婚世帯定住促進支援事業」の家賃補助については、補助対象期間が終了するまで継続して補助金を交付するものとし、最終的には、全て本事業に移行します。



▲詳しくはこちら

■お問い合わせ 企画課 TEL 0176-56-3111



# 経営支援事業費補助金のご案内

## よくあるお問い合わせ内容について(Q&A)

**Q** すでに行っている店舗の外壁塗装工事や、壊れて買い直した設備についても対象になりますか？

**A** すでに着手している工事、発注・購入済みの設備は補助の対象外になります。(事前着手の禁止)

**Q** 申請する設備は中古品でも対象になりますか？

**A** 購入する設備は新品に限ります。

**Q** 申請する経費について制限はありますか？

**A** 30万円(税抜)以上からになります。設備を導入する場合は、付帯工事なども同時に申請可能です。

(例) ・20万円(税抜)のエアコン購入→30万円(税抜)以下なので申請不可

・20万円(税抜)のエアコン購入+10万円(税抜)取付等工事費=税抜30万円  
→30万円(税抜)以上なので申請可

**Q** 令和5～7年度に商業者等未来経営支援事業費補助金の交付を受けたのですが、令和8年度も申請できますか？

**A** 申請は可能です。申請された内容を審査し、交付・不交付の決定をいたします。申請内容によっては不交付となる場合もあります。

## 補助金の申請方法等について

### 申請先・申請期限

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、郵送または商工観光課窓口までお持ちください。申請の期限は、**12月25日(金) 商工観光課必着**です。ただし、**予算に達し次第、申請受付は終了**しますので、ご了承ください。

### 申請に必要な書類

- ①東北町商業者等未来経営支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②同意書(様式第2号) ※賃貸物件の場合のみ提出
- ③見積書の写し
- ④位置図
- ⑤工事計画図
- ⑥工事着工前の現場写真
- ⑦事業を営むために必要となる官公署などが発行する許可証、認可証および登録証などの写し
- ⑧法人の場合
  - ▶法人の設立などに関する申告書の写し(東北町受付印の押印があるもの)または履歴事項全部証明書の写し
- 個人事業の場合
  - ▶開業届出書の写し(税務署等の受付印の押印があるもの)

※申請に必要な申請書(様式第1号)と同意書(様式第2号)は町ホームページからダウンロードできます。



▲町ホームページ

■お問い合わせ 商工観光課 TEL 0176-56-3111

# 令和8年度 東北町商業者等未来

東北町では、町内で商業等を営む事業者に対し、地域商業等の活性化と持続可能な地域経済の構築を実現することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付しています。

## 交付対象となる事業者等について

**交付要件** 以下の要件を全て満たす法人または個人事業主

- ①町内に本社または主たる事業所を有すること
- ②中小企業者または中小企業者となることを予定していること（大型店、フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業である場合は対象外）
- ③補助対象業種を営むために、必要な許認可を受けていること
- ④町税および公共料金等の滞納がないこと（ただし、関係機関との誓約書がある方、または納付計画に基づき納付している方は除く）
- ⑤法令および公序良俗に反していないこと
- ⑥東北町暴力団排除条例（平成23年東北町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者が経営に関与していないこと
- ⑦国、県、町などから同様の趣旨の補助金などの交付または交付決定を受けていないこと

## 補助対象事業者等について

### 新規事業を展開するための事業

- ▶ **補助対象経費および限度額** ①事業所および店舗などの新築、増改築、改修に要する経費  
②事業に必要な設備などの導入に係る経費  
補助対象経費の限度額300万円（消費税および地方消費税を除く）
- ▶ **補助率および補助金額** 補助対象経費の1/3以内 交付上限100万円

### 経営を維持・継続するための事業

- ▶ **補助対象経費および限度額** ①事業所および店舗などの新築、増改築、改修に要する経費  
②事業に必要な設備などの修繕、更新などに係る経費  
補助対象経費の限度額150万円（消費税および地方消費税を除く）
- ▶ **補助率および補助金額** 補助対象経費の1/3以内 交付上限50万円

### 新規事業を展開するための事業および経営を維持・継続するための事業の共通事項

▶ **事業のために使用する設備等一覧** 以下の設備以外は対象外

設備種別	備 考
衛 生 設 備	化粧洗面台、便器、厨房機器以外の水まわり設備など
厨 房 設 備	ガスレンジ、冷蔵庫、食器棚、調理台、シンクなど
熱源設備・エネルギー設備	ボイラー、給湯器、温熱源機器、冷熱源機器など
電 気 設 備	電灯設置、コンセント設置、映像音響設備など
通 信 設 備	電話機の設置・移設および撤去工事、LAN設置工事など
空 気 調 和 設 備	加湿器、除湿器、空気清浄機、エアコン、暖房器など
消防用設備・防災設備	消化設備、自動火災報知設備、警報設備、避難設備など
特 殊 用 途 自 動 車	移動販売車およびキッチンカーなど
小 型 特 殊 自 動 車	フォークリフト（農業での利用目的は不可）

※汎用性が高い設備については対象外（パソコン、軽トラックなど）

※自宅兼事務所（店舗含む）への利用は不可

# 空家の解体・利活用を支援します

空家を除却（解体）またはリフォームして利活用する方に費用の一部を補助します。  
事前調査が必要ですので詳しくは町ホームページをご覧ください。

## 東北町空家除却促進事業費補助金

町内にある空家を除却（解体）する方へ

### ◆補助金額

補助率	補助額（上限額）	補助件数
補助対象経費の1/2以内	50万円	5件※



▲詳しくはこちら

## 東北町空家リフォーム事業費補助金

町内にある空家で、かつ、東北町空き家情報登録制度「空き家バンク」に登録された空家をリフォームする方

### ◆補助金額

補助率	補助額（上限額）	補助件数
補助対象経費の1/2以内	100万円	3件※



▲詳しくはこちら

※いずれも予算の範囲において先着順

■お問い合わせ 総務課 TEL 0176-56-3111

# 小川原湖の水質を守るために 合併処理浄化槽の設置費用などを補助します

町では小川原湖プロジェクトの一環として、「生活・産業排水対策」に取り組んでいます。豊かな景観や水産業を支える湖を次世代へ守り継ぐため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換、適切な維持管理にご協力をお願いします。

## ①東北町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

▶**対象** 下水道事業計画区域および農業集落排水事業採択地区以外の地域において、町指定の工事店が施工する専用住宅の合併処理浄化槽設置および単独処理浄化槽等の撤去、浄化槽に接続する配管工事に係る費用

### ▶浄化槽設置工事費

区分	限度額	備考
5人槽	414,000円	住宅の延べ床面積が130㎡以下
7人槽	474,000円	住宅の延べ床面積が130㎡を越える場合
10人槽	660,000円	2世帯住宅の場合

### ▶撤去費用および配管工事費用

区分	限度額	備考
単独処理浄化槽撤去	150,000円	・設置費用に上乗せで補助 ・住宅の改築のみ対象
くみとり便槽撤去	120,000円	
配管工事費用	330,000円	

## ②東北町自然にやさしい住宅リフォーム支援事業補助金

▶**対象** 町指定の工事店が施工する、トイレ等水廻りの住宅リフォーム工事

▶**内容** 限度額70,000円（対象工事費の1/3以内）

■お問い合わせ 保健衛生課 TEL 0176-56-2933

# 水道の各種手続きはお早めに

## ▶引っ越し（転入・転出）するとき

引っ越しに伴い、水道の使用を開始・中止する場合は、**3営業日前までに**上下水道課または東北支所までお知らせください。また、賃貸の方は上下水道課または東北支所へ申込書の提出をお願いします。

## ▶水道契約者の名義が変わるとき

水道契約者または使用者の名義変更や住所変更があった場合は、上下水道課または東北支所へ変更届の提出をお願いします。

## ▶水道料金の支払い方法を変えるとき

納付書払いから口座振替へ変更（口座振替から納付書への変更も含む）する場合は、ご利用金融機関で手続きをお願いします。



▲申込書はこちら

各申込書については、上下水道課、東北支所、町ホームページにあります。

■お問い合わせ 上下水道課 Tel 0176-58-1061

# リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどを回収します

4月1日より、上北保健福祉センターおよび東北保健福祉センターで、小型充電式電池（充電することで繰り返し使うことができる電池）を回収します。

町での回収対象は、右図の「リサイクルマーク」が目印です。膨張したものも回収しますので、処分にお困りの方は保健衛生課までご相談ください。



▲詳しくはこちら

## 回収対象外

**乾電池（単3、単4など）、ボタン型、コイン型などは保健衛生課ではなく、「燃やせないごみ（青指定袋）」として指定の収集日に出してください。**

■お問い合わせ 保健衛生課 Tel 0176-56-2933

有料広告欄 広報とうほくに広告を掲載しませんか？ 企画課 Tel 0176-56-3111まで

いつもご愛顧頂き誠にありがとうございます。



◇一般住宅 ◇公共工事 ◇施設 **従業員募集中**

- 電気・照明
- テレビ
- エアコン工事
- ストーブ・換気扇・レンジ



めいこう  
**(有)明光電気** ☎ 0176-56-5353 東北町上野山添37-20

# 東北町身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の紹介

身体  
障がい者  
相談員



洞内 博さん



佐々木 宏さん

知的  
障がい者  
相談員



内山 賢治さん

▼以下の日程で相談を受け付けします。無料ですのでお気軽にご相談ください。

相談日	曜日	時間	場所	障がい種別
令和8年5月7日	木	10:00～12:00	役場本庁舎 2階 小会議室	身体・知的
令和8年6月1日	月	10:00～12:00	コミュニティセンター 和室	身体
令和8年7月6日	月	10:00～12:00	役場本庁舎 2階 小会議室	身体
令和8年8月3日	月	10:00～12:00	コミュニティセンター 和室	身体・知的
令和8年9月7日	月	10:00～12:00	役場本庁舎 2階 小会議室	身体・知的
令和8年11月17日	火	10:00～12:00	コミュニティセンター 和室	身体
令和9年1月4日	月	10:00～12:00	役場本庁舎 2階 小会議室	身体
令和9年2月1日	月	10:00～12:00	コミュニティセンター 和室	身体・知的

■お問い合わせ 福祉課 TEL 0176-56-3111

## 児童・福祉に関する手当額の変更

令和8年4月から手当額が変更になります。

手当の種類	令和7年度（月額）※変更前	令和8年度（月額）※変更後
①児童扶養手当	全部支給 46,690円	全部支給 48,050円
	第2子以降加算額 11,030円	第2子以降加算額 11,350円
	一部支給 46,680円～11,010円	一部支給 48,040円～11,340円
	第2子以降加算額 11,020円～5,520円	第2子以降加算額 11,340円～5,680円
②特別児童扶養手当	(1級) 56,800円	(1級) 58,450円
	(2級) 37,830円	(2級) 38,930円
③特別障害者手当	29,590円	30,450円
④障害児福祉手当	16,100円	16,560円
⑤経過的福祉手当	16,100円	16,560円

■お問い合わせ 福祉課 TEL 0176-56-3111

# 県税事務所からのお知らせ

## 1. 県税の納税は口座振替をご利用ください

青森県では、県税の口座振替の申し込みを受け付けています。

口座振替を利用できる県税	申込期限	振替日
自動車税種別割 6月納期分（定期賦課分）	4月30日（木）	納期限の日
個人事業税 8月・11月納期分（定期賦課分）	～8月中旬（8月納期分から振替開始） ～11月中旬（11月納期分から振替開始）	

### ●申込方法

納税者本人の通帳と預貯金届出印を持参の上、最寄りの取扱金融機関または各県税事務所で窓口に備え付けの申込用紙を提出してください。

ゆうちょ銀行に係る申し込みおよび廃止手続きは最寄りの郵便局窓口でお願いします。

※口座振替済通知書および自動車税種別割納税証明書は送付されません。

※法人県民税・事業税および軽油引取税の口座振替については新規受付を廃止しています。現在登録されているものについても令和8年8月振替分以降は廃止となります。

## 2. 自動車税（種別割・環境性能割）の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方（常時介護者含む）が、それらの手帳の交付を受けている方の通院や通学などのために自動車を使用している場合、障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、申請により自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

すでに減免を受けている方は、5月に送付される「自動車税（種別割）減免予定通知書」の内容をご確認ください。申請した内容に変更があった場合には、変更手続きが必要です。

※減免の対象となる自動車は、軽自動車を含め、手帳の交付を受けている方1人につき1台です。

※軽自動車税種別割の減免制度については、役場税務課までお問い合わせください。

■お問い合わせ 県税事務所 TEL 0176-22-8111

## 固定資産台帳の縦覧期間は6月1日（月）まで

固定資産（土地・家屋）の所有者は、自身が所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、周辺の固定資産縦覧帳簿を縦覧することができます。

▶縦覧期間 6月1日（月）までの平日9：00～16：00

▶縦覧場所 役場本庁舎 税務課

▶その他 手数料無料

- ・本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をご持参ください。
- ・所有者以外は原則として委任状が必要となります。
- ・縦覧場所には限りがあるため、来庁予定の事前連絡にご協力ください。

■お問い合わせ 税務課 TEL 0176-56-3111

※マイナンバーカードの交付は前日までに予約をお願いします。  
 ■お問い合わせ 町民課 TEL 0176-56-3111

金	土
<b>1</b> 駅前にぎわい(乙供市日) 時) 8:00~15:00 場) 乙供駅前	<b>2</b>
<b>8</b> ◎写真講座 時) 18:30~20:00 場) 中央公民館作法室	<b>9</b> ◎つまみ細工教室 時) 9:30~12:00 場) 文化センター図書室
<b>15</b> ◎薬草薬膳講座 時) 9:00~14:00 場) 文化センター工作実習室	<b>16</b>
<b>22</b>	<b>23</b> 土曜健診 時) 8:00~10:00 ※要予約 場) 町民体育館
<b>29</b>	<b>30</b>

**絵の具であそぼう!  
in東北町**

参加料1,000円  
 各回定員100人※要予約

日付 5月5日(火)  
 時間 11:00~14:00~  
 場所 町民体育館

▲予約はこちら

■お問い合わせ 商工観光課 TEL 0176-56-3111

## ほっこりカフェ

### 5月12日(火)「おしゃべり・ミニ運動会」

- ▶時間 10:00~11:30
- ▶場所 東北町老人福祉センター 健康相談室

### 5月26日(火)「おしゃべり・ミニ運動会」

- ▶時間 10:00~11:30
- ▶場所 上北保健福祉センター 会議室

ほっこりカフェは、認知症の方やご家族、地域住民など、どなたでも参加できる集いの場です。お茶を飲みながら、楽しくゆっくり過ごします。お気軽に参加ください。



#### 場所・日時

- ▶東北町老人福祉センター 毎月第2火曜日 10:00~11:30
- ▶上北保健福祉センター 毎月第4火曜日 10:00~11:30

#### 活動内容

- おしゃべり ●介護の相談 ●認知症予防 ●勉強会
- ラジオ体操 ●レクリエーション ●絵本の読み聞かせ
- 脳トレなど

■お問い合わせ 地域包括支援センター TEL 0176-56-3111

## 夜間の納税相談窓口のお知らせ

平日の開庁時間内に、税金の納税や相談が困難な方を対象に納税相談窓口を開設します。

### 夜間の納税相談窓口(17:00~19:00)

- ▶5月7日(木) 税務課(本庁舎)
- ▶対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税  
国民健康保険税

■お問い合わせ 税務課 TEL 0176-56-3111

## 5月の無料相談「行政相談・人権相談・心配ごと相談」

**行政相談** 行政機関などの業務に対する苦情、意見、要望などの相談

- ▶7日(木) 10:00~12:00 本庁舎2階 小会議室
- ▶20日(水) 9:30~11:30 東北町保健福祉センター相談室

■お問い合わせ 総務課 TEL 0176-56-3111

**人権相談** 差別、家庭内や隣近所とのめんどなどの相談

- ▶7日(木) 10:00~12:00 本庁舎2階 小会議室

■お問い合わせ 福祉課 TEL 0176-56-3111

**心配ごと相談** 日々の暮らしの中で心配なことなどの相談

- ▶20日(水) 9:30~11:30 東北町保健福祉センター相談室

■お問い合わせ 東北町社会福祉協議会 TEL 0175-63-2717

日	月	火	水	木
<b>3</b> 憲法記念日 東北町産黒毛和牛販売会 	<b>4</b> みどりの日 花切川へら鮎釣り全国大会 	<b>5</b> こどもの日 絵の具であそぼう！ 	<b>6</b> 振替休日	<b>7</b> 行政相談・人権相談 時) 10:00~12:00 場) 本庁舎2階 小会議室 夜間納税相談窓口 時) 17:00~19:00 場) 税務課(本庁舎) ◎大正琴教室 時) 10:00~12:00 場) 中央公民館会議室 ◎短歌教室 時) 13:00~15:00 場) 中央公民館会議室
<b>10</b> マイナンバーカード 休日交付・電子証明書更新 時) 9:00~12:00※要予約 場) 町民課(本庁舎)	<b>11</b> 駅前にぎわい(乙供市日) 時) 8:00~15:00 場) 乙供駅前	<b>12</b> ほっこりカフェ 時) 10:00~11:30 場) 東北町老人福祉センター	<b>13</b>	<b>14</b>
<b>17</b>	<b>18</b> マイナンバーカード 夜間交付・電子証明書更新 時) 17:00~19:00※要予約 場) 町民課(本庁舎) 東北支所(コミセン)	<b>19</b> 集団健診 時) 7:30~10:00※要予約 場) 町民体育館 献血 時) 10:00~16:00 (12:00~13:15休憩) 場) 青森原燃テクノロジーセンター	<b>20</b> 集団健診 時) 7:30~10:00※要予約 場) 町民体育館 行政相談・心配ごと相談 時) 9:30~11:30 場) 東北町保健福祉センター相談室	<b>21</b> 集団健診 時) 7:30~10:00※要予約 場) 町民体育館 駅前にぎわい(乙供市日) 時) 8:00~15:00 場) 乙供駅前
<b>24</b>	<b>25</b>	<b>26</b> ほっこりカフェ 時) 10:00~11:30 場) 上北保健福祉センター	<b>27</b>	<b>28</b>
<b>31</b>	<b>東北町産黒毛和牛販売会</b> 肉の日! ※売り切れ次第終了 日付) 5月3日(日) 時間) 9:00~整理券配布/10:00~販売開始 場所) 道の駅おがわら湖 ■お問い合わせ 農林水産課 TEL 0176-56-3111		<b>花切川へら鮎釣り全国大会</b> 日付) 5月4日(月) 時間) 4:00~受付/5:00~開始 場所) 花切川 ■お問い合わせ 商工観光課 TEL 0176-56-3111	



# 三沢飛行場周辺の 住宅防音工事及び 移転措置対象区域の 見直しについて

CHECK

中面の対象区域参考図  
をご覧ください、住宅  
防音工事又は移転措置  
を希望される方は、  
別紙をご覧ください。  
旧区域該当の方は  
特にご注意ください。

三沢飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、  
真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、見直しを進めています。

三沢飛行場周辺では、平成11年3月の最終指定告示以降、  
航空自衛隊F-35Aの配備開始(平成30年)、配備機種の新規や外来機の飛来等により、騒音状況が変化しました。

第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音調査を実施し、  
騒音状況を反映した騒音コンターを作成しました。

上記の騒音コンターを基に、対象区域の見直しを行い、

**現行の第一種区域等を解除及び新たな第一種区域等を指定する告示を行いました。**  
**現行区域の解除及び新たな区域の指定は告示から約1年6ヶ月の経過措置期間をもって**  
**令和9年10月1日より適用される予定です。**

東北防衛局では、住宅防音工事及び移転措置に係る希望届の受付を開始しています。

※騒音コンターとは、天気図の気圧線(等圧線)や地形図の標高線(等高線)などのように、  
同じ騒音レベルの点を結んだ曲線で、第一種区域等の指定の基になるものです。

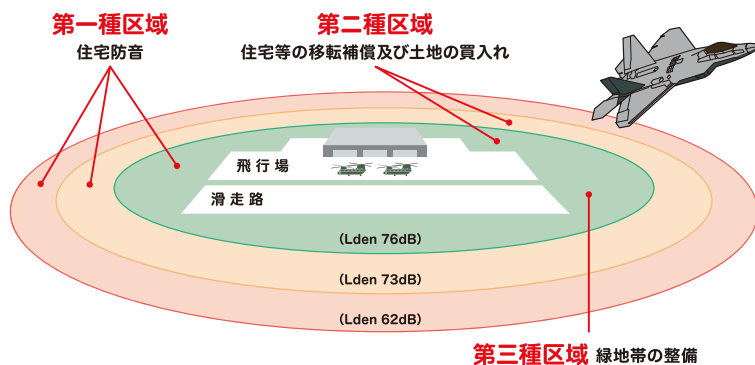
お断り

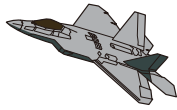
このパンフレットは、住宅防音工  
事及び移転措置対象区域の見  
直しについて知っていただくた  
め、三沢飛行場周辺に配布して  
いるものですが、配布を受けた全ての方に、  
このお知らせの内容が適用されるものでは  
ありません。

悪質業者  
への注意

一部工事請負業者による悪質  
(強引、巧妙)な勧誘が行われて  
おり、苦情が寄せられています。  
国が工事請負業者に勧誘を依  
頼することはありませんのでご注意下さい。

住宅防音及び移転補償等の対象区域概念図





# 「第一種区域」等の見直しにおける取組



## 指定再告示方式

- 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、現行の**第一種区域等をすべて解除し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」**を採用します。
- 指定再告示方式により、**新たな区域内に所在し、令和9年10月1日までに建築された住宅のすべてが住宅防音工事の対象**となります。

※「移転措置」も同様の取扱いです。

※今般の区域見直しに併せて、旧法(防衛施設周辺の整備等に関する法律)により指定された、「みなし第二種区域及びみなし第三種区域」についても解除します。

## 経過措置

- 現行の第一種区域等の解除に当たっては、**経過措置として、約1年6ヶ月の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を令和9年9月30日まで受け付け**ます。
  - この期間中に希望届を受け付けた住宅については、**現行の第一種区域が解除された後も現行の工事内容で防音工事を実施**します。
- ※「移転措置」も同様の取扱いです。

## 外郭防音工事

- 現在、三沢飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、**外郭防音工事を実施しているところ**です。
  - 今般の第一種区域の見直し後においては、**新たな区域内に所在し、令和9年10月1日までに建築された住宅のすべてに対して、外郭防音工事(新工法)で実施**します。
- ※外郭防音工事とは居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事のことです。

## 「NHK放送受信事業」の助成対象区域が変わります

- 1 / 防衛省では、自衛隊や米軍が使用する飛行場等のうちジェット航空機の離着陸等が頻繁に実施されるものの周辺地域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料(地上放送分)の半額相当を補助金として交付しております。
- 2 / これまで東北防衛局ホームページでご案内していた通り、三沢飛行場におけるNHK放送受信事業の助成対象区域については、第一種区域の見直しに併せて、現行の区域をすべて解除(廃止)し、新たな第一種区域(住宅防音工事対象区域)と同じ区域に見直しすることとしています。(適用日:令和9年10月1日)
- 3 / 新たな区域に所在し、新たな区域の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している方は、NHK放送受信事業の助成対象となりますので、東北防衛局コールセンターへお問い合わせください。(新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信事業契約者及び新たな区域に所在し、住宅防音工事を実施した場合は対象外となります。)
- 4 / また、現在、NHK放送受信事業の助成を受けている世帯で、適用日時点で新たな第一種区域外となる世帯については、適用日以降の支払いから、NHK放送受信事業の助成を終了させていただきますので、お知らせいたします。

※1 今回の見直しに伴い、防衛省から金銭等の要求を行うことはございませんので、還付金詐欺等にご注意ください。

※2 現在の放送受信事業の助成対象区域及び新たな第一種区域(住宅防音工事区域)については、東北防衛局ホームページをご覧ください。

## 〈お問い合わせ先〉東北防衛局コールセンター

受付時間 / 9:00~18:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

TEL / **0570-000-585**

ホームページは  
こちら ▶



通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります)

# 騒音工事及び移転措置対象区域参考図

騒音度調査の結果、以下のとおりとなりました。

- 1日の標準飛行回数は前回告示の調査と比較して約4割減少し、特に騒音レベルの高いジェット戦闘機は約5割減少。
  - Lden62dB騒音コンター(第一種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ縮小。
  - Lden73dB騒音コンター(第二種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ縮小。一方、三沢市岡三沢五・六丁目及び東北町向山・小川原地区においては拡大。
  - Lden76dB騒音コンター(第三種区域)の面積は、平成11年3月の区域と比べ拡大。
- 上記騒音コンターを基に第一種区域等を指定しました。



※地理院地図Vector(国土地理院)を加工して作成

## 第三種区域

指定した第三種区域において、**令和9年10月1日**以降に新築された建物等を対象として、移転措置を行います。また、田畑等の買入れも可能です。



詳細については、三沢防衛事務所に備え付けの縦覧図(対象区域図)により御確認いただくか、東北防衛局コールセンターへお問合せください。

# 三沢飛行場周辺における住宅防音

## 旧 第一種区域

### 経過措置

今回解除する第一種区域において、平成11年3月30日までに建築された住宅を対象として、令和9年9月30日までに希望された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。

## 旧 第二種区域

### 経過措置

今回解除する第二種区域において、平成11年3月30日までに建築された建物等を対象として、令和9年9月30日までに希望された方に対し、移転措置を行います。

## 新 第一種区域

今回新たに指定した第一種区域において、令和9年10月1日までに建築された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

今般の第一種区域の見直し後においては、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建築された住宅のすべてに対して、外郭防音工事(新工法)で実施します。

## 新 第二種区域

今回新たに指定した第二種区域において、令和9年10月1日までに建築された建物等を対象として、移転措置を行います。

## 新 第三種区域

今回新たに指定した第三種区域において、令和9年10月1日までに建築された建物等に対して、移転措置を行います。なお、山林及び農地は対象外です。



# 住宅防音工事について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場等周辺の第一種区域を対象に、皆様のご希望に応じて、お住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っております。

## 対象となる住宅

**第一種区域に所在する住宅のうち、決められた期日までに建てられた住宅が対象となります。**

新第一種区域 …… 令和9年10月1日までに建てられた住宅が対象

旧第一種区域 …… 平成11年3月30日までに建てられた住宅が対象

新・旧第一種区域については「東北防衛局からのお知らせ 三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期をご確認ください。

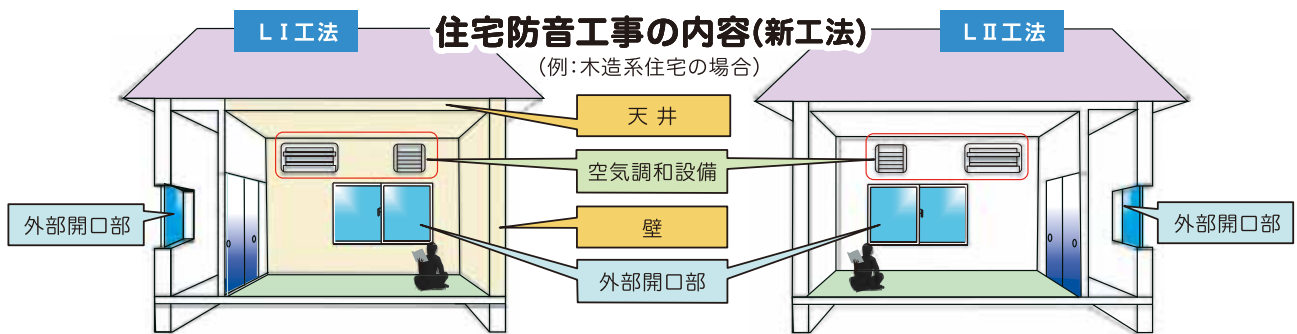
## 住宅防音工事を希望される方は希望届をご提出ください

**住宅防音工事希望届は東北防衛局のホームページに掲載している他、三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。**

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。) 不明な点は東北防衛局コールセンターにお問い合わせください。



住宅防音工事希望届についてはこちら



区分	L I工法	L II工法
施工対象区域	Lden6.6dB以上の第一種区域	Lden6.2以上Lden6.6dB未満の第一種区域
計画防音量	26dB以上	19dB以上
工事内容	屋根	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造
	外部開口部	防音サッシ(L I工法用)の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、障子等についてはガラス戸等に交換
	床	原則として既存のまま
	空調設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、原則として、L I工法の場合最大4台まで、L II工法の場合最大2台まで。 ただし、既存に設置されていれば対象外)
その他	防音工事に伴う必要な工事	

※記載の住宅防音工事の内容は新工法になります。現行工法についてはホームページ等をご参照ください。

### 悪質業者への注意

- 一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- また、工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。



住宅防音工事の詳細についてはこちら

# 移転措置事業について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、  
飛行場等周辺の第二種区域を対象に、  
皆様のご希望に応じて、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は  
除却の補償及び土地の買入れ(これらを「移転措置」といいます。)を行っております。

## 対象となる建物等

**第二種区域に所在する建物等のうち、決められた期日までに建てられた建物等が対象となります。**

新第二種区域・・・令和9年10月1日までに建てられた建物等が対象

旧第二種区域・・・平成11年3月30日までに建てられた建物等が対象

新・旧第二種区域については「東北防衛局からのお知らせ 三沢飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期や土地の所有権等をご確認ください。

## 移転を希望される方は まず東北防衛局コールセンターにお問い合わせください



移転補償等希望届についてはこちら

**移転補償等の対象となる場合、「移転補償等希望届」をご提出いただけます。**

「移転補償等希望届」は東北防衛局のホームページに掲載している他、  
三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。

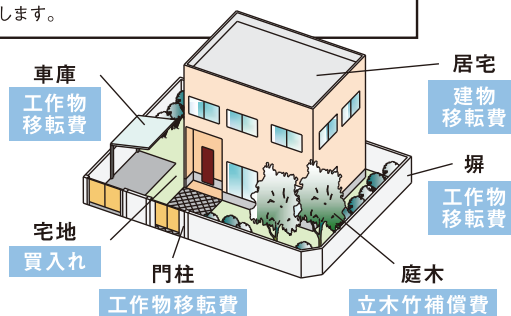
### (1) 建物等の移転補償について

第二種区域の指定のときにその区域内に所在する建物(建替建物及び増築建物(※1)を含みます。)等が補償の対象となり、補償の内容は以下のとおりです。

区分	補償の内容	
建物	建物移転費	居宅、附属家、事務所等の移転費を補償します。
立木竹(※2)	立木竹補償費	庭木等の移植費又は伐採補償費を補償します。
工作物(※2)	工作物移転費	門柱、塀、車庫等の移転費を補償します。
動産	動産移転費	屋内動産(家具、衣類等)、一般動産(自転車、農機具等)の運搬費を補償します。 また、補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等に対しても動産移転費を補償します。
その他	移転雑費等	移転雑費(法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費等)や 移転期間中に営業を休止する場合の損失額等を補償します。

※1 建替建物については、老朽化等により建て替えられた建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物の建て替え前後において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるものに限り、  
また、増築建物については、経年の生活様式の変化により増築された建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物と用途上不可分の関係にあるもの(例えば、子供の成長に伴い増築された子供部屋など)に限り、

※2 第三種区域を除く第二種区域における立木竹及び工作物については、建物と一体として利用されているものに限り、



### (2) 土地の買入れについて

区域	区分	買入れの対象
第三種区域		全ての土地
第二種区域 (第三種区域を除く)	宅地	第二種区域の指定のとき、宅地である土地
	附帯農地(※)等	建物等の移転補償を受けた者が、建物等の移転に伴い、 従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地

※従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地をいいます。



移転措置事業の詳細についてはこちら

## 献血のご協力をお願いします

令和8年度の献血日程は次のとおりです。

4月24日(金)	9:00~12:00	(株)中村建設工業
	14:00~15:30	マエダストア乙供店
5月19日(火)	10:00~16:00(12:00~13:15休憩)	青森原燃テクノロジーセンター
7月24日(金)	10:00~16:00(11:40~13:00休憩)	道の駅おがわら湖
10月23日(金)	9:15~12:00	(株)中村建設工業
	14:00~16:00	ゆうき青森農業協同組合
11月8日(日)	9:00~15:00(12:00~13:30休憩)	上北保健福祉センター(生き活きまつり)
11月20日(金)	10:00~16:00(12:30~13:45休憩)	役場本庁舎
2月16日(火)	10:00~16:00(12:00~13:15休憩)	コミュニティセンター未来館
3月17日(水)	10:00~16:00(12:30~13:45休憩)	役場本庁舎

- ▶全血400mlの献血にご協力をお願いします。
- ▶ご協力のお礼品を差し上げています。※例年たまご1パックですが、変更となる場合があります。
- ▶献血できる年齢：男性17歳~69歳/女性18歳~69歳  
※65歳以上の方は60歳~64歳の間に献血経験がある方に限ります。

■お問い合わせ 保健衛生課 TEL 0175-63-2001

## 東北町RH(-)友の会会員の募集

東北町RH(-)友の会は、血液がRH(-)因子の方およびその家族で構成されている団体です。  
この会は、①会員間の必要時の供血協力、②会員相互の親睦交流などを目的に設立され、随時会員を募集しています。

■申し込み・お問い合わせ 保健衛生課 TEL 0175-63-2001

## あなたのドナー登録(骨髄)を待っている人がいます!

骨髄移植を必要としている方は、白血病をはじめとする血液疾患の患者さんです。適合するドナーが見つかる確率は、血縁間で4分の1、非血縁間では数百~数万分の1です。全ての患者さんが移植の機会を得るためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要になります。

ドナー登録をし、骨髄などの移植をされた方・事業所に対し、以下のとおり助成があります。皆さまのご協力をお待ちしております。

### ▶助成対象(要件を全て満たすこと)

ドナー	・骨髄バンク事業で、骨髄などの提供を完了している方 ・助成金の申請時、町内に住所を有している方
事業所	・国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人以外の、ドナーが勤務する法人 ・青森県内に事業所を有すること

▶助成金額 ドナー：1日につき2万円 事業所：1日につき1万円

※上限日数は、ドナー、事業所ともに1回の骨髄などの提供につき通算して7日

※ドナー登録できる方は、年齢が18歳以上54歳以下で、健康状態が良好な方になります。その他にもさまざまな条件がありますので、詳しくは日本骨髄バンクにお問い合わせください。

■お問い合わせ 日本骨髄バンク TEL 03-5280-1789/保健衛生課 TEL 0175-63-2001

たいじょうほうしん

# 令和8年度带状疱疹ワクチン予防接種のお知らせ

個人の発症または重症化を防止することを目的として带状疱疹の予防接種を実施します。対象の方は4月下旬に個別通知しますので以下の接種期間内に接種してください。※接種義務はありません。

**接種期間** 令和8年5月12日～令和9年3月31日

- 対象者**
- ▶65歳 …… 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ
  - ▶70歳 …… 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ
  - ▶75歳 …… 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
  - ▶80歳 …… 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ
  - ▶85歳 …… 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
  - ▶90歳 …… 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
  - ▶95歳 …… 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ
  - ▶100歳 …… 大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
  - ▶60歳以上65歳未満で、内臓疾患がある方（身体障害者手帳1級相当）

**接種方法** 带状疱疹ワクチンは2種類あり、いずれか1種類を接種します。  
接種希望の方は、個別通知を参考に医療機関に相談してください。

		生ワクチン	組換えワクチン
接種回数と間隔		1回	2回（2カ月以上の間隔をあける）
予防効果	接種後1年	6割程度	9割程度
	接種後5年	4割程度	9割程度
	接種後10年	—	7割程度
一部負担	町内医療機関 公立七戸病院	2,200円 (生活保護受給者は無料)	1回接種につき10,000円（生活保護受給者は15,000円）を助成。 接種費用から助成額を控除した金額を医療機関の窓口で支払い。
助成方法	町外医療機関	町が定める限度額の範囲内で接種費用を払い戻し。 ※接種後1カ月以内に申請	1回接種につき10,000円（生活保護受給者は15,000円）を助成。 ※接種後1カ月以内に申請
一般的な接種費用		7,000円～10,000円程度	40,000円～60,000円程度

■お問い合わせ 保健衛生課 Tel 0175-63-2001

有料広告欄 広報とうほくに広告を掲載しませんか？ 企画課 Tel 0176-56-3111まで

こばやしぞうせつ 東北町大字大浦字白旗65-1



## 小林造設株式会社

代表取締役 小林 太一

---

**新築外構・外構リフォーム・コンクリート・アスファルト** ▶HP・インスタにて施工事例更新中！  
**土留め・フェンス・カーポート・伐採など**

Tel: 0176-56-2375

- 現地調査・御見積無料
- お問い合わせは HP・お電話から



## 牛肉を寄付していただきました

令和8年2月24日、中部上北広域事業組合は、給食用として牛肉120kgを寄贈した有限会社金子ファーム（金子吉行代表取締役）へ感謝状を贈呈しました。同社からの寄贈は今年で7年連続となります。提供された牛肉は、1月30日の給食で「牛丼」として東北町と七戸町の小中学校に提供されました。感謝状を受け取った金子代表取締役は「子どもたちには地元の食材を食べて、健康な体をつくってほしいという思いで続けています」と話しました。



■お問い合わせ 中部上北学校給食センター TEL 0176-68-2211

## 東北消防署の高規格救急自動車を更新しました

令和7年12月19日、東北消防署の高規格救急自動車を更新しました。この更新は、防衛省の「三沢飛行場等周辺民生安定施設設置助成事業補助金」を活用して行われたものです。



■お問い合わせ 東北消防署 TEL 0175-63-2520

## 刈払機講習会開催について

刈払機（草刈機）作業における事故防止のための知識や技術を習得するための「刈払機講習会」を開催いたします。

- ▶日 時 5月29日（金）9：00～16：00
- ▶場 所 小川原湖青年の家
- ▶募集人員 100名程度
- ▶受講料 12,100円（別途500円で昼食提供可）
- ▶申込方法 青年の家ホームページ申込フォームまたは電話
- ▶申込締切 4月30日（木）12：00

■申し込み・お問い合わせ  
小川原湖青年の家 TEL 0176-56-2393

## 公立ぎんなん寮 緑化まつり

- ▶日 時 4月18日（土）9：00～15：00
  - ▶場 所 公立ぎんなん寮直売所ハンズおよび大温室周辺
  - ▶販売品 園芸商品：鉢花各種、観葉植物、山野草 他  
ハンズ：福祉施設商品、ドライフラワー 他
  - ▶催 事 ・園芸商品は表示価格より10%割引  
・園芸商品等購入のお客様には、イベント開催日の翌日より使用できる割引券を配布します。
- ※感染症の状況によっては、中止となる場合がございます。

■お問い合わせ 公立ぎんなん寮 0176-56-5121

## 林野火災注意報・林野火災警報の運用開始

林野火災注意報・林野火災警報の発令により制限される行為は以下のとおりです。

<p><b>町内全域で</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①山林・原野等で火入れをしないこと</li> <li>②煙火（花火）を消費しないこと</li> <li>③屋外で火遊び・たき火をしないこと</li> <li>④爆発しやすいもの・落ち葉等の燃えやすい物の近くで喫煙しないこと</li> <li>⑤山林・原野等で、火災が発生する危険性が高いときに喫煙しないこと</li> <li>⑥残火（たばこの吸い殻を含む。）取灰または火粉を始末すること</li> </ul>	<p><b>林野火災注意報発令中</b>は、左の示す火の取り扱う行為の制限について<b>努力義務</b>が課されます。</p> <p><b>林野火災警報発令中</b>は、左に示す火を取り扱う行為の制限に義務が課せられ、違反すると<b>30万円以下の罰金または拘留</b>が科されます。</p>
---	--

**注意報・警報発令時は**、防災無線、防災メール、消防車両による巡回広報を実施します。

林野火災（山火事）の多くは、火の不注意な取扱いが出火原因ですので、大切な自然を守るためにも、皆様のご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ 中部上北広域事業組合消防本部 予防課 TEL 0176-60-8844／中央消防署 TEL 0176-62-3141  
上北消防署 TEL 0176-56-2119／東北消防署 TEL 0176-63-2520

# 令和8年自衛官等採用案内

種 目	資 格	受付期間	試 験 期 日	採 用 後 の 処 遇	試験場所
キャリア採用幹部	大卒以上の方で、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、1年以上の業務経験（経験年数は職種や職域による）のある方	令和8年3月1日 ） 令和8年5月15日	陸：令和8年6月8日 海：令和8年6月12日 または15日※ 空：令和8年6月15日	2等海・空佐：39万円～ 3等陸・海・空佐：約36万円～ 1等陸・海・空尉：約33万～約34万円 2等陸・海・空尉：約30万～約32万円 3等陸・海尉：約30万～約31万円	別途連絡
技術陸海空曹	20歳以上の者で資格免許等の要件を満たす方		陸：令和8年6月8日～9日 海：令和8年6月12日 または15日※ 空：令和8年6月15日	海・空曹長、1等陸・海・空曹 ：約29万～31万円 2等陸・海・空曹：約28万～30万円 3等陸・海・空曹：約26万～29万円 *学歴・職歴等により異なります。	
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方	令和8年3月1日 ） 令和8年5月7日	<1次試験> 令和8年5月16日～24日※ <2次試験> 令和8年6月13日～28日※	月額：224,600円（高卒）	
2等陸・海・空士 （任期制自衛官）		年間を通じて	別途連絡	月額：239,600円（大卒）	
※試験日については、別途指定されます。詳しくは以下までお問い合わせください。※令和7年1月現在の処遇です。					
〒033-0037 三沢市松園町三丁目6-16 中野プラザビル2F（ユニバース松園店隣） 自衛隊青森地方協力本部 三沢募集案内所 電話・FAX：0176-53-1346（平日▶8：45～17：30） E-mail：aomori.pco.misawa@rct.gsdf.mod.go.jp			 ☆防衛省HP 自衛官の処遇 改善の概要	 個別相談QR ★個別に相談に応じます。 二次元コードからお申し込みできます。	

※ 広報紙から切り取ったもののみ有効です ※

郵便はがき



差出有効期間  
2027年3月31日まで

0 3 9 2 4 9 0

東北町上北南四丁目32-484

東北町役場企画課

「町民の声」係 行



ご住所 〒 —

お名前

年齢

## 町に対するご意見・ご要望は「郵便はがき」をご活用ください

お寄せいただいたご意見等は、回答に時間を要する場合がございます。ご意見・ご要望の回答を希望する一部案件については、町の回答を付して、個人情報を除き、ホームページ等で公開しますので、あらかじめご了承ください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、回答できませんのでご注意ください。

- ・匿名および回答希望のないもの
- ・記載内容が不明瞭または判読できないもの
- ・法律、法令等の規定により開示することができないもの
- ・特定の個人や団体などの誹謗中傷、プライバシーに関するもの
- ・特定の個人や団体の営利につながる恐れのあるもの
- ・政治活動、宗教活動に関するもの
- ・その他、町政への提案として認められないと判断するもの

■お問い合わせ 企画課 TEL 0176-56-3111

## 国特別天然記念物カモシカを発見したら

東北町全域においてカモシカが相次いで目撃されています。

カモシカは基本的に人間に危害を加えることはないのですが、発見したら刺激を与えるようなことをせずにその場を立ち去るか見守ってください。

死亡しているカモシカを発見した場合は東北町歴史民俗資料館までお知らせください。

■お問い合わせ 東北町歴史民俗資料館 Tel 0176-56-5598



## 土木・建築工事などをお考えの方へ

町内には文化財保護法による遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）に指定された区域が395カ所あります。

これらの指定区域で土木工事や建築工事を行う場合、私有地であっても事前に町教育委員会を通じて青森県教育委員会へ届出が必要です。

土木・建築などの工事を計画している場合は、まず工事予定の区域が遺跡に指定されていないか確認をお願いします。

遺跡指定区域が分からない場合は、東北町歴史民俗資料館までお問い合わせください。

■お問い合わせ 東北町歴史民俗資料館 Tel 0176-56-5598



▲遺跡指定区域はこちら

## 宮下知事と対話しよう！ 「#あおばな」実施団体募集

宮下青森県知事が出向いて県民の皆さまの声を聴き、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

- ▶対象 県内所在の10人程度の参加者が見込まれる団体など
- ▶募集期間 5月15日（金）～5月29日（金）
- ▶実施期間 7月13日（月）～9月30日（水）
- ▶応募方法 専用応募フォームから申込



▲詳しくはこちら

■お問い合わせ  
青森県総務部広報広聴課 Tel 017-734-9138

回答を 希望する ・ 希望しない

回答希望の場合は、電話・ファックス・メールのいずれかをこちらにご記入ください。

お問い合わせ、ご意見・ご要望をこちらにご記入ください。

# 山火事にご注意を！

## ～山火事を 起こすも防ぐも 私たち～ 令和8年度全国統一標語

4月1日から6月10日までは「山火事防止運動強調期間」です。

県内では、4月から5月にかけて山火事が多く発生しており、たき火の不始末やタバコの投げ捨てなど人為的なものが原因となっています。

山火事の多くが、ちょっとした火の取り扱いの不注意により発生していることから、次のことを守ってください。

- ▶ 強風時および乾燥時には、たき火、野焼きをしないこと
- ▶ 枯れ草等のある火災が起きやすい場所では、たき火をしないこと
- ▶ たき火など火を扱う前には水を準備し、火を扱っているときはその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ▶ たき火や野焼きをするときは周囲にも知らせ、一人で行わないこと
- ▶ タバコの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ▶ 火遊びはしないこと

山火事は、私たち一人ひとりが気をつければ防ぐことができる災害です。山火事防止のために、皆さまのご協力をお願いします。

■お問い合わせ 農林水産課 Tel 0176-56-3111

## 東北町緊急銃猟対応マニュアルを策定しました

令和7年9月1日から、クマやイノシシが住民の生活圏に出没した場合に、市町村長の判断により安全確保を前提として銃による対応ができる**緊急銃猟**制度が新たに始まりました。

町では、この制度に適切に対応するため、町と警察などの関係機関が連携して対応する手順や体制をまとめた「**東北町緊急銃猟対応マニュアル**」を策定しました。

緊急銃猟を実施する際は、住民の安全確保のため、現場周辺での交通規制や屋内退避をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。



▲詳しくはこちら

### 緊急銃猟へのご理解ご協力をお願いします

#### 緊急銃猟とは…

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地などでツキノワグマやイノシシが出没した際に、銃器を用いて捕獲などの対応を行うこと。以下の条件に全て該当した場合に実施されます。

- ① ツキノワグマ、イノシシが住民の日常生活圏へ侵入
- ② 鳥獣による住民への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲などが困難
- ④ 銃猟によって住民の生命・身体に危害が及ぶ恐れがない

#### もしツキノワグマやイノシシに出会ったら…

- ・ 大声を出さない、急に動かない
- ・ 背を向けられないよう視線をそらさず、ゆっくりとその場を離れる
- ・ 建物や車内へ避難する

#### もしツキノワグマやイノシシに襲われたら…

- ・ 最初の一撃では頭、首、お腹を守る
- ・ 引き倒されたら首元を守ってうつぶせ

※緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則になることがあります。

※緊急銃猟は、住民の安全確保が確認できるまで実施することはありません。

■お問い合わせ 農林水産課 Tel 0176-56-3111

## 口座振替推進キャンペーン

東北町に住民登録している方（個人の納税義務者）で、納付書払いから口座振替に変更した方および口座振替に町税などの種類を追加した方を対象に**燃えるごみの指定ごみ袋（大）**を**3袋**進呈します。

- ▶ **対象税目** ・町県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税  
・介護保険料（普通徴収） ・後期高齢者医療保険料 ・町営住宅使用料  
・水道料金 ・公共下水道使用料 ・農業集落排水使用料
- ▶ **実施期間** 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ▶ **景品受取方法** 金融機関で申込後、口座振替依頼書の控えを役場本庁舎税務課または東北支所にお持ちください。

■お問い合わせ 税務課 TEL 0176-56-3111

## 夜間の納税相談窓口を開設します

町では平日の開庁時間に仕事などの都合により税金の納税や相談が困難な皆さまを対象に、夜間の相談窓口を以下のとおり開設します。

- ▶ **相談日時** 毎月第2木曜日 17:00～19:00 ※8月は第3木曜日
- ▶ **対象税目** 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税
- ▶ **日程** ○相談場所 **税務課（本庁舎）**  
5月7日（木） 7月9日（木） 9月10日（木） 11月12日（木）  
○相談場所 **東北支所（コミュニティセンター未来館）**  
6月11日（木） 8月20日（木） 10月8日（木） 12月10日（木）

■お問い合わせ 税務課 TEL 0176-56-3111

有料広告欄 広報とうほくに広告を掲載しませんか？ 企画課 TEL 0176-56-3111まで

JA十和田おいらせグループ (七戸町字笹田川久保 54-8)  
新葬祭ホール 国道4号線 笹田川久保交差点そば

# まごころホール 七戸

まごころホールしちのへ 検索

住所 七戸町字笹田川久保 54-8  
(国道4号線 笹田川久保信号そば)

お問合せは協同サービスまで  
お気軽にどうぞ

JA十和田おいらせグループ  
**KCS 葬祭協同サービス**  
十和田市西十三番町 4-33  
TEL 0176-21-1500  
葬儀のご用命は 24時間 365日対応

国民年金

令和8年度分の国民年金保険料

令和8年4月から令和9年3月までの保険料は月額17,920円です。納付方法は以下のとおりです。

▶納付書

金融機関、郵便局、コンビニの窓口またはATMで納付できます。

▶口座振替・クレジットカード

手間がかからず納め忘れの防止になります。また、口座振替では保険料が割引になる制度（前納）もあるのでお勧めです。※申し込み手続きが必要です。

▶スマートフォンアプリを利用した電子決済

納付書に印字されたバーコードをスマートフォンアプリで読み取り、納付できます。電子決済が可能なアプリは、AEON Pay、au PAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイです。

▶保険料の納付は納付期限までに

納付書で保険料を納付する場合、納付期限は翌月末（例：4月分の納付期限は5月末）です。

保険料を未納のまま放置すると、日本年金機構から納付勧奨の対象になりますのでお早めに納付をお願いします。

また、将来の老齢年金やいざというときの障害・遺族年金を受け取れなくなる場合があります。保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度をご活用ください。

■お問い合わせ 青森年金事務所 TEL 017-734-7495

交通・防犯指導隊員を募集します

▶活動内容 【交通指導隊】

- ・通勤通学時の街頭指導
- ・各種行事などにおける交通整理および指導

【防犯指導隊】

- ・防犯パトロール
- ・各種行事などにおける雑踏警備

▶対象 東北町に居住する20歳以上の方

▶人数 若干名

▶期間 随時

▶提出書類 履歴書（写真添付）

■お問い合わせ 総務課 TEL 0176-56-3111

「教育・福祉・環境」助成金募集

県内の個人、団体、NPO、法人、企業などが地域の発展や地域貢献のために活動する必要な費用を助成します。

▶応募方法 4月1日（水）～5月31日（日）までに申請受付票でエントリーのうえ、6月30日（火）までに申請書類をメールまたは郵送

▶助成金額 100万円（必要費用内）

■お問い合わせ

公益財団法人  
みちのく・ふるさと貢献基金  
TEL 017-774-1179



▲詳しくはこちら

有料広告欄 広報とうほくに広告を掲載しませんか？ 企画課 TEL 0176-56-3111まで



いくつになってもキレイになれます！

感動を呼ぶ 超音波エステ

たるみ・赤ら顔・毛穴・シミ・シワ・ニキビ・かさつきでお悩みの方

★ ソニック（超音波）エステ（初回限定60分） ￥1,100（税込）

★ リラックスマッサージ（45分） ￥3,300（税込）

アルビオン・エレガンス アンファーニューコスメティックス

東北町旭南1丁目31-903（しんどう佃煮様向かい） TEL 0176-56-4008

定休日／水曜日・木曜日・第2日曜日



◀公式  
Instagram



◀公式  
ホームページ



◀公式LINE

# 講座」のお知らせ

初心者の方から受講経験のある方まで大募集をしております。気軽にご参加ください。  
 いますので興味のある方はどうぞ参加下さい。)

## 東北地区の公民館講座開講

講座名	開設期日					曜日	時間	備考	講座以外の サークル活動
	1回	2回	3回	4回	5回				
小原流 いけばな 教室	6/25	7/23	8/27	10/1	10/22	木	10:00 } 11:30	中央公民館 1階作法室 花代1回1,000円程度	小原流さつき会 毎月第4(5)木曜日 10:00~11:30 新会員大募集
きつけ教室	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	金	10:00 } 12:00	中央公民館 2階集会室 ゆかた・半幅帯・ひも等 一式持参 無料	講座のみ
大正琴教室	5/7	6/4	7/2	8/6	9/3	木	10:00 } 12:00	中央公民館 2階会議室 定員10人程度 10:00~12:00	大正琴みちのく同好会 毎月第1、3木曜日
機能改善 体操教室	6/1	6/8	6/15	6/22	7/6	月	10:00 } 11:50	中央公民館 1階ホール 大きめのタオル 水かお茶持参	機能改善体操 毎週月曜日 (夜の部 第2、4月曜日) 10:00~11:50 (夜の部 19:00~20:30)
ソフト エアロ ビクス	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	金	19:00 } 20:30	中央公民館 1階ホール タオル(大・小) 水又はスポーツドリンク シューズ持参	エアロビクス同好会 毎週金曜日 19:00~20:30
初心者 陶芸講座	9/8	9/10	9/15	9/24	9/29	火・木	18:30 } 20:30	陶芸センター 定員20名 材料費1,000円(5回分) エプロン・タオル持参	東北町陶芸クラブ 4月~12月 毎週火・木曜日 9:00~20:30
写真講座	5/8	6/12	7/10	9/11	10/9	金	18:30 } 20:00	中央公民館 1階作法室	東北町写真クラブ 毎月第2金曜日 18:30~20:00
短歌教室	5/7	6/11	7/9	9/10	10/8	木	13:00 } 15:00	中央公民館 2階会議室	都母短歌会 8月を除く毎月第2木曜日 13:00~15:00
絵手紙教室	6/1	7/6	8/3	9/7	10/5	月	14:00 } 16:00	中央公民館 2階研修室 定員20名 材料費(ハガキ) 500円から1,000円 水彩絵の具、習字用小筆の用意	講座のみ
粘土 工芸教室	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	金	9:30 } 12:00	中央公民館 2階研修室 定員20名 材料費2,000円程度 (5回分) エプロン・手拭タオルを用意	講座のみ

# 令和8年度「公民館」

あなたも体験してみませんか？公民館クラブでは以下のとおりの講座を開設いたします。  
(講座以外でも年間下記のとおり、活動をして

## 上北地区の公民館講座開講

講座名	開設期日					曜日	時間	備考	講座以外のサークル活動
	1回	2回	3回	4回	5回				
箏に親しむ会	6/13	6/27	7/11	7/25	8/8	土	9:30 } 12:00	文化センター 2階和室 定員20名	箏クラブ 毎月第2、4土曜日
薬草薬膳講座	5/15	6/19	7/17	9/18	10/16	金	9:00 } 14:00	文化センター 2階工作実習室・会議室	薬草薬膳クラブ 8、12、1、2、3月を除く 毎月第3金曜日 9:00~14:00
生け花教室	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	金	9:30 } 11:00	文化センター 2階工作実習室 花代1,000円程度	華道クラブ 毎月(1、2月を除く)第1金曜日 12月のみ26(土)も活動 9:00~12:00
茶道のおけいこ	6/4	7/2	8/6	9/3	10/1	木	10:00 } 12:00	文化センター 2階作法室 お茶、お菓子代はその都 度徴収	茶道クラブ 毎月第1、3木曜日 11、1月は第3木曜のみ 9:00~13:00
陶芸教室	7/1	7/8	7/15	9/16	9/30	水	9:30 } 11:30	とうげい館(図書館隣) 定員20名 材料費1,000円(5回分) エプロン・タオル持参	陶芸クラブ 毎週水、金曜日 (但し12月~3月を除く) 9:30~17:00
リフレッシュ ヨガ講座	9/12	9/26	10/3	11/14	11/21	土	10:00 } 11:30	文化センター休養室 定員20名 ヨガマット・バスタオル (大)動きやすい格好	リフレッシュヨガクラブ 毎月第2・4土曜日 昼コース10:00~12:00
つまみ細工 教室	5/9	6/8	7/6	8/3	9/7	月・土	9:30 } 12:00	文化センター 2階図書室 初回のみ材料費1,000円	つまみ細工教室「絆」 毎月第1月曜日 1、5月は第2土曜日活動 9:30~12:00

### その他

開講日は、講師の都合等により変更されることがあります。また、受講申込者が7名以下の場合は「講座中止」となります。

なお、講座以外にも上記のとおり、グループでのサークルを開催しております。(各講座ごとの回覧は配布しませんのでご注意ください)

※材料費は、個人負担となります。



■お問い合わせ 東北町中央公民館 TEL 0175-63-2741 Fax 0175-63-4501

# 町立図書館の おすすめ 貸出図書

図書館へ  
行こう!

## 一般書



サチコ  
群ようこ／著  
幻冬舎



長谷川あかりの  
「あたらしい」きほんの料理  
長谷川あかり／著  
オレンジページ



シリア・サルタージュ・サファディ／著  
作品社  
カリーム、シリアとアメリカ  
のはざまで

YA (ヤングアダルト) は、中高生をはじめとする10代の皆さんに特におすすめの本です。

## 児童書



人類の学校  
ニュートン科学の学校シリーズ  
篠田謙一／監修  
NEWTON PRESS



ぐんぐん頭がよくなる!  
ちょいムズおりがみ  
山田勝久／著  
西東社

## 絵本



おとのおさま、おさがなっ? おいしいの?  
いしかわななこ／作・絵  
三恵社

**開館** 図書館 土・日 9:15~17:00 / 月~金 9:15~18:00 (12:00~13:00閉館)

公民館 9:15~17:00 (12:00~13:00閉館)

**休館** 火曜日・祝日・蔵書点検・年末年始

**新着** 東北町 新着図書

**問い合わせ** 図書館 Tel 0176-56-2261 **アドレス** [tohoku-tosyo@town.tohoku.lg.jp](mailto:tohoku-tosyo@town.tohoku.lg.jp)

## 文芸ギャラリー

都母短歌会

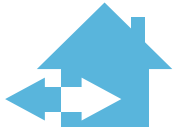
健康のためと楽しむカーリング  
ハウスめがけてストーン抛る  
乙供 洋子

陽のあたる土手の桜の根本より  
ふきのたう数多芽を出したり  
原田 榛子

めぐり来る季節を待ちて老ふたり  
とわに続くを願ふはつはる  
野田 文子

雪囲ひ解かれしつじは背伸びして  
庭の木木らと揺れて微笑む  
田沢 泰子

いまさらの牛歩戦術かもしれぬ  
火鉢に酒を温めてをれば  
木村 美映



# 戸籍の窓

令和8年2月届出分

※原則町内に住所のある方で希望する方を掲載



誕生

氏名	町名	保護者
向井 豪 <small>ごう</small>	外蛇沢	将一
久保田 一 <small>かず</small>	表町	裕一
野田 琉 <small>るあ</small>	上野	晃太



おくやみ

氏名	年齢	町名	氏名	年齢	町名
安達 重幸	77	乙供栄町	蛭名 省吾	92	上野
江刺家 キヨ	90	松風荘	小笠原 美智子	66	小川原
新堂 兼太郎	79	舟ヶ沢	町屋 みつ	73	栄町
荒木 日支郎	88	外蛇沢	蛭名 タミ	88	大浦
江刺家 みや子	64	夫雑原	町屋 幸子	96	中岫平
蛭名 トシ	98	上野	沼田 助八	67	沼崎本村
蛭名 ハナエ	93	上野	市川 ゆり	77	小川原
蛭名 富太	90	新町	小松 ハル	98	新町
米内山 ヒデ	94	徳万才	八森 幸定	92	新町
和田 妙子	90	上野			

## まちのうごき (令和8年2月末現在)

区分	人口	前月比	前年同月比	その他 (1月からの累計)	
男性	7,567人	-15人	-181人	出生	7人(15人)
女性	8,036人	-16人	-165人	死亡	31人(64人)
合計	15,603人	-31人	-346人	転入	23人(43人)
世帯数	7,246世帯	-7世帯	-9世帯	転出	30人(60人)

## 広報とうほく 「カタログポケット」 配信終了のお知らせ

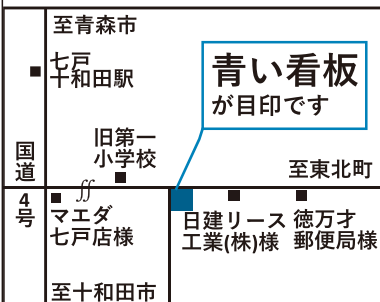


4月号より「カタログポケット」での配信を終了します。配信終了に伴い、これまで配信していたバックナンバーについてもカタログポケット上ではご覧いただけなくなります。今後は町公式ホームページのアーカイブよりPDF版をご利用ください。

■お問い合わせ 企画課 TEL 0176-56-3111

有料広告欄 広報とうほくに広告を掲載しませんか？ 企画課 TEL 0176-56-3111まで

## 相続手続き一式(登記、年金、預貯金、役場の手続き等)お任せください



仕事を休めない、手続きが大変...当事務所が手続き代行いたします

# 登記 相続 遺言 労務管理

東北町の総合法務事務所

## 人事・法務コンサルティング高松事務所

司法書士・社会保険労務士・行政書士 高松 佳樹

東北町大浦堀ノ内52 TEL 0176-56-3808 HP [高松事務所 東北町](#) 検索

# 防災無線 聞き逃した!



直前の防災無線の内容は電話で確認することができます!

フリーダイヤル  
**0800-800-9922**

☎火災等の確認はこちら  
(通信料が発生します)

**050-1808-7033**

ぼうさいメールでも  
防災無線の内容をお伝え  
します!



ぼうさいメール登録は  
こちら

4月生まれ

First Birthday

# 1歳になったよ!

6月生まれの申し込みの締め切りについて▶6月4日(木)発行予定の広報→5月1日(金)まで

※申し込み方法については、東北町ホームページ内で「広報 1歳」と検索してください。



にしはま こはる  
西濱 心陽 ちゃん  
(乙供元町)



おかやま れいあ  
岡山 怜愛 ちゃん  
(御 料)



あかさき しょう  
赤崎 翔 ちゃん  
(上 野)



まついし あゆむ  
松石 歩 ちゃん  
(旭 町)



まついし すばる  
松石 昂 ちゃん  
(旭 町)

■お問い合わせ 企画課 TEL 0176-56-3111



日米  
交流

## ひな祭り

in TOHOKU Town 2026



防衛局主催の日米交流イベント「ひな祭り in TOHOKU Town 2026」が2月28日、小川原湖交流センター宝湖館で開かれました。

町と米軍三沢基地の親子約60人が参加し、交流ゲームや餅つき、箏の演奏会、着物の着付け体験などを通じて交流を深めました。



すごくいい友達できました!

着物を着るのが楽しかった!

カルモナさん 親子

澤田さん 親子